

(2) 鶴田ダムから上流の川内川水域に係る上乘せ排水基準

(昭和49年10月11日公布, 昭和49年10月11日施行)

区 分	業 種	項目及び許容限度						適用の日又は 適用期間	
		水素イオン 濃 度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量 (単位1リットルに つきミリグラム)		浮遊物質量 (単位1リットルに つきミリグラム)		大腸菌群数 (単位1立 方センチメートル につき個)		
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大			
昭和49年10月 11日前に設置 されている特 定事業場(特 定施設の設置 の工事をして いるものを含 む。)	蒸留酒又は混成酒製造業	5.8~8.6	100	130	100	130		昭和50年10月1日	
	染色整理業	5.8~8.6	100	130	100	130		昭和50年10月1日	
	し尿処理施設のみを有するもの	5.8~8.6	30		50	70	3,000	昭和50年10月1日	
	と畜場	5.8~8.6	30	40	40	60	1,000	昭和50年10月1日	
	豚房施設, 牛房施設	排出水量200立方メートル以 上のもの		20	25	30	40	1,000	昭和50年10月1日
	又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200立方メートル未 満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120		昭和50年10月1日
		排出水量50立方メートル未 満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月1日
	その他のもの		5.8~8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月1日
昭和49年10月 11日以後の設 置に係る特定 事業場	豚房施設, 牛房施設	排出水量200立方メートル以 上のもの		20	25	30	40	1,000	
	又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200立方メートル未 満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90		
		排出水量50立方メートル未 満のもの	5.8~8.6	90	120	100	130	3,000	
	その他の もの	排出水量1,000立方メートル 以上のもの		20	25	30	40		
		排出水量1,000立方メートル 未満のもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000	

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしている者を含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。